

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」について

令和3年12月27日
公正取引委員会

本日、内閣官房（新しい資本主義実現本部事務局）、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び公正取引委員会において、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（別添）が取りまとめられた。

公正取引委員会は、関係省庁と緊密に連携しながら、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく取組を着実に実施に移していく。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
電話03-3581-3373（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>